

〔論 説〕

著作権法附則第4条の2の廃止後の営利を目的とする 貸与権

稲 垣 行 子

序

- I 書籍の貸与権付与以前の貸与権獲得のための動き
 - 1 コミック作家たちの貸与権導入に関する迂余曲折な動き
 - 2 レンタルコミック導入の可能性の実験
 - 3 著作権法の改正
- II 貸与権付与以後のレンタルコミックの運用の仕組み
 - 1 有限責任中間法人出版物貸与権管理センターの創設
 - 2 レンタル契約に際しての貸与許諾条件確定までの経緯
 - 3 レンタル契約に際しての貸与許諾条件の内容
 - 4 配送・集金システムの構築
 - 5 著作権の管理を著作者から委託された出版社の役割
 - 6 センター稼働後の運営状況推移
 - 7 使用料の支払いについて
- III レンタルコミック店と「家業」として残った「貸本屋」との対比
- IV 貸与権付与以後の残された課題
 - 1 「マンガ喫茶・複合カフェ」の残された問題
 - (1) 「マンガ喫茶」の実態
 - (2) 現在、貸与権が適用されていない「マンガ喫茶」の問題
 - (3) 「喫茶店」がコミックス等の貸出をしているという問題
 - 2 広島市立まんが図書館の存在意義
 - (1) 事業内容
 - (2) 市立の「まんが図書館」を設立しようとした理由
 - (3) レンタルコミック店との関係
 - (4) まんが図書館が抱える課題
- V レンタルコミック店の正式稼働が、公共図書館に与える影響
 - 1 レンタルコミック店と公共図書館
 - 2 公貸権導入の可能性
- VI おわりに

序

書籍の貸与権は、平成 17 年 1 月 1 日に施行された改正著作権法により付与されることになった。書籍以外の著作物に貸与権が付与されるようになったのは、貸レコード業者の登場による。ユーザーはレコードを買わずに業者からレコードをレンタルして音楽を録音するようになり、レコードの売りに影響が生じた。そこで、昭和 59 年の著作権法改正¹⁾により、商業用レコードの公衆への貸与に関する著作権者等の権利に関する暫定措置法が廃止され、商業用レコードに貸与権が付与された。ところが、書籍等については「①貸本業が古くから続いてきた業であり、従来から自由に行われてきたという経緯、②著作者の経済的利益を不当に害する事態となっていないこと、③貸与権を与えても円滑に権利処理できる仕組みが形成されていないこと²⁾」などの理由により、貸与権の付与が見送られた。この措置は著作権法附則第 4 条の 2³⁾に規定され、書籍等の貸与については経過措置がとられたのである。

その後、20 年あまりも経過措置が廃止されることもなく、書籍等には貸与権が適用されなかった。しかし、昨今書籍をとり巻くビジネスの現状が著しく変化をしてきた。例えば、古書店とは一線を画す新しい古書販売のビジネスを展開する「新古書店」⁴⁾での書籍の売買、店内でコミックスを閲覧するこ

1) 昭和 59 年 5 月 25 日法律第 46 号。昭和 59 年 6 月 2 日施行。

2) 吉田大輔「貸与権を巡る 20 年の軌跡」出版ニュース 7 月上旬号 9 頁 (2004 年)。

3) (書籍などの貸与についての経過措置)

「新法第二十六条の三の規定は、書籍又は雑誌（主として楽譜により構成されているものを除く。）の貸与による場合には、当分の間、適用しない。」

4) 従来の古本屋は過去に販売された貴重本など、すでに市場で流通していない古書を扱っているが、最近台頭してきた「新古書店」は現在流通している新刊本の古書を買った際に、本の汚れた部分に研磨をかけて新刊書のように蘇らせて、古書の価格（廉価）で販売する。店の作りは新刊書店と同様であり、古書店のイメージを覆す「明るい」店舗作りをしているという、新しい形態のビジネスである。そのため、新刊書店での売りに影響が出ている。

『50 年史』編集委員会編『日本雑誌協会 日本書籍出版協会 50 年史』第 4 章知的財産権・出版社の権利 182 頁（社団法人日本雑誌協会，2007 年）。貸本屋からの聞きとり調査（平成 20 年 12 月 19 日）を参考にして。

5) コミックスとは、雑誌に連載されていた作品がのちに単行本として発売されるものである。だから小説本のように、1 冊だけということは少なく、何冊かあるいは何十冊かというシリーズになるものが多い。雑誌に連載されていた当時から読者がいて、コミックスとして単行本になれば、更に新しい読者を獲得していくというスタイルをとっている。

とが主目的の「マンガ喫茶」⁶⁾という元来のサービスの主従が逆転している喫茶店の登場や、レンタルビデオ店が新しいレンタルコンテンツとして「コミックス」に目をつけ、レンタルビデオ店のノウハウを使ってコミックスのレンタルを始めたことなどがあげられる。これらの新しい形態のビジネスの出現により「作家→出版社→書店→読者」という従来のビジネスのサイクルが大きく変貌するようになってきた。

そこで、コミック作家たちが自分たちの利益を守るために「21世紀のコミック作家の著作権を考える会」という会を立ち上げて、平成12年から15年にかけて貸与権付与に向けて活動を行った。その成果として、平成17年1月1日より貸与権が書籍にも適用されることになった。しかし、実際にレンタルの仕組みが稼働するには2年間の準備期間が必要であり、レンタルコミックが正式に稼働したのは平成19年2月1日からであった。

本稿は、書籍の貸与権獲得に至るまでのコミック作家たちの活動と、出版物の貸与権の管理団体の創設から運用までの経過を整理し、「マンガ喫茶の店内閲覧」の件などの残されている課題について検討する。また、営利を目的とせず貸与を受ける者から料金をとらない場合は貸与権を行使しないという公共図書館での貸出について、レンタルコミックが正式稼働したことを受けて、公貸権⁷⁾の導入についての可能性を提示するものである。公共図書館の公貸権導入の可能性については本稿の主目的ではないので、提示するだけに留める。

6) 『50年史』編集委員会編・前掲注(4)182頁に定義が書かれている。マンガ喫茶とは「飲食をともないつつ店内での休憩場所を時間単位で賃貸する業態」のことであるが、店内で飲食しながら休憩する際に、設置してあるマンガを読むことから、「マンガ喫茶」と呼ばれている。読者が、コミックスを新刊書店で買わないで、マンガ喫茶の店内で読んでしまうことから、新刊書店でのコミックスの売り上げに影響が出ていた。

7) 「公貸権とは、公表された著作物の複製物を、図書館などで公衆向けに貸与する場合について、著作者の財産的な権利を保護するための権利である。これは、「当該著作物の複製物を使用しようとする者は、これを購入する代わりに図書館等から貸し出しを受けるのであるから、著作者はこれによって財産的な利益を失っている」という考え方に基づくものであり、報酬請求権を与える等の形でこれを補償しようとするものである。」文化庁内著作権法令研究会監修・社団法人著作権情報センター編著『新版 著作権事典』107頁（出版ニュース社、1999年）。

I 書籍の貸与権付与以前の貸与権獲得のための動き

1 コミック作家たちの貸与権導入に関する紆余曲折な動き

新しいビジネスの形態である新古書店やマンガ喫茶の出現により、コミックスの売れ行きが下落している。⁸⁾特に新古書店の売り上げは「一般の売買者だけではなく、出版物を仕入れて営利事業を展開する新業態、すなわち、マンガ喫茶やレンタルブック店への販売が大きな割合を占めている」⁹⁾とも言われていたため、出版界では「新古書店問題」として対策を講じていた。

新刊書店でのコミックスの販売が低迷しているためコミック作家たちが作家の著作権保護の強化を求めて、「21世紀のコミック作家の著作権を考える会」を平成12年(2000年)4月26日に設立し、設立宣言¹⁰⁾を出した。「作家→出版社→書店→読者」というサイクルで、従来はコミック本が販売されてきて作家たちの出版活動が支えられていた。ところが、新しい流通形態が出現して「新古書店⇔読者」「コミック(原文ま)⇔喫茶読者」という閉じられた輪になり、従来のビジネスの連鎖体系を破壊する二次流通が勢力を伸ばしてきたのであると主張している。

また、平成13年(2001年)5月に、この「21世紀のコミック作家の著作権を考える会」は、「私たちは新古書店でのコミックスの売買に反対します」¹¹⁾という「緊急アピール」文を発表した。このアピールは、設立宣言の内容を踏まえて「新古書店でコミックスが購入された場合、この読者⇔作家という漫画作品を産み出す仕組みからは、まったくはずれてしまい、お客と新古書店の間でのみの閉じられた関係となってしまいます。私たち漫画家には一切印税は支払われていません」と主張されていて、更に「最近あちこちでみられる「漫画喫茶」も、読者⇔作家の循環の外にあって、新刊書の売れ行きに影

8) 「コミック誌とコミックスの合計金額は、平成7年(1995年)は5864億円だった売上が、平成14年(2002年)には5230億と1割以上も減少している。ただし、コミックスの売上は、横ばいである。」『2007出版指標年報』226頁(出版科学研究所, 2007年)。

9) 『50年史』編集委員会編・前掲注(4)182頁。

10) <http://www.comicnetwork.jp/concept/index.html> (平成20年12月1日)

11) 平成13年5月2日から6月6日(掲載68誌)

<http://www.comicnetwork.jp/appeal/pdf/01.pdf> (平成20年12月1日)

響を与えています。」という抗議もされていた。平成14年（2002年）までに、「21世紀のコミック作家の著作権を考える会」は新古書店でのコミックスの売買に反対の¹²⁾アピールを次々と発表した。

この「緊急アピール」では、新古書店でのコミックスの売買の問題と、音楽CDやビデオに貸与権があるのにコミックスには貸与権がないという問題を同列に扱っている¹³⁾。これは新古書店の売買とコミックスに貸与権がないという2つの問題について、同じような問題だと考えていたためである。

平成13年（2001年）頃から、九州に本部を置く家電量販店等が大規模に新刊書を中心としたレンタルコミックを展開し始めた。更に平成14年頃になると、新古書店の規制が困難であることや、マンガ喫茶内でコミックスを読む分には「貸与に当たらない」という文化庁の見解が示されるようになり、¹⁴⁾コミックスのビジネスの現状が変化してきた。さらに、九州にレンタルコミック店が出現したことを契機に「21世紀のコミック作家の著作権を考える会」の活動は、コミックスの新古書店での売買やマンガ喫茶での客の読書に関する問題の対処から、コミックスの「貸与権の獲得」に変化していった¹⁵⁾。

平成14年（2002年）10月13日に開催されたMANGAサミット・著作権シンポジウムに「21世紀のコミック作家の著作権を考える会」が参加し、¹⁶⁾著作者側から貸与権獲得の方向性を示した。

12) 他に2回発表されている。

平成13年9月15日から10月15日（掲載82誌）

<http://www.comicnetwork.jp/appeal/pdf/02.pdf>（平成20年12月1日）

平成14年7月1日から8月2日（掲載95誌）

<http://www.comicnetwork.jp/appeal/pdf/03.pdf>（平成20年12月1日）

13) 平成13年5月2日から6月6日（掲載68誌）

<http://www.comicnetwork.jp/appeal/pdf/01.pdf>（平成20年12月1日）

14) 長岡義幸「マンガの貸与権とレンタルコミックの行方」創6月号86-91頁（2007年）。

15) 平成14年7月1日から8月2日（掲載95誌）この「緊急アピール」までの3回分のアピールが「私たちは新古書店でのコミックスの売買に反対します！」という見出しで出されていた。

16) 酒井仁志「出版物に「貸与権」を獲得するための活動—出版界での「貸与権」とその周辺—」コピーライトNo.5099月号42-47頁（2003年）。

17) 「21世紀のコミック作家の著作権を考える会」編「21世紀コミック作家の会」総会開催「貸与権獲得に向けて」出版ニュース2月中旬号10頁（2003年）。

「コミック作家の会」は、設立以来、著作者の努力の成果が著作者に還元されるシステムの構築を訴え続けてきた。

コミック作家の努力の成果に“ただ乗り”し、コミックスによって利益を得ているにもかかわらず

コミックスとは、もともと雑誌に1話ずつ連載され話が完結した後で1冊のコミック本にまとめられ単行本として発行されるものである。そのため、雑誌を発行する出版社の団体である社団法人日本雑誌協会が、この時期貸与権獲得の活動のために作家や出版社の受け皿になった。同協会内に「貸与権ビジネス検討専門委員会」(座長:森武文講談社コミック販売局長)というワーキンググループを設置し、第1回の会議を平成14年(2002年)11月に行った。この委員会の構成メンバーは、出版社、社団法人日本雑誌協会の著作権専門委員会、社団法人日本書籍出版協会¹⁹⁾などであった。また、コンテンツ産業を監督している経済産業省メディアコンテンツ課の協力²⁰⁾により、レンタルコミック店やマンガ喫茶との交渉が進み、更に文化庁のアドバイスにより、これまでの問題点を整理²²⁾することができ、「貸与権」獲得運動に収束できるようになった。²³⁾

翌年の平成15年(2003年)2月7日から4月4日にかけて「21世紀のコミ

ならず、作家に何の対価を支払うことのない業者が増え続けるならば、コミック市場はますます厳しい状況を迎えることは明らかである。

このままでは、世界に誇る日本のコミック文化が衰退してしまう。

そこで、「コミック作家の会」では、急速に発展をしているレンタルコミックに対処するために、附則の撤廃を求め、コミックスを初めとする書籍に対する『貸与権』を獲得することが、最も急ぐべきことだと考えている。

「コミック作家の会」は、今後も、コミック作家の権利を擁護し続けるつもりである。『貸与権』の獲得を、その突破口としたい。平成14年10月13日 MANGA サミット」

18) 「社団法人日本雑誌協会は、「雑誌」の出版を通じて文化の発展を期するため、出版倫理の向上を図り、その他「雑誌」共通の利益を擁護することを目的として、昭和31年1月30日、雑誌出版社の有志30社によって結成された。同年12月に法人の認可を受け、以来名実ともに出版業界の最も有力な団体として発展してきた。」社団法人日本雑誌協会の Website より。http://www.j-magazine.or.jp/guide_001.html (平成20年12月1日)

19) 「1957年3月に181社(の出版社)が参加して創立されました。1965年に文部省の認可をえて、社団法人に改組、現在は468社の会員出版社で構成しています。」「出版事業の健全な発達、文化の向上と社会の進展に寄与することを目的とする団体です。」社団法人日本書籍出版協会の Website より。<http://www.jbpa.or.jp/outline/about.html> (平成20年12月1日)

20) 経済産業省は、すでにビジネスとして活動している業種に対して排除するというより保護して行こうという立場をとるようであるため、そのビジネスに反する業種からの相談には極力乗るようである。

21) 酒井・前掲注(16)43頁。

22) 「21世紀のコミック作家の著作権を考える会」編・前掲注(17)10-14頁。

この記事の中で、「貸与権」が平成16年の通常国会にて法案作成という立法作業スケジュールが記載されている。平成15年(2003年)の文化審議会の開催は6月からであることを鑑みると、この時点で文化庁との話し合いが、かなり進んでいたと推測される。

23) 酒井・前掲注(16)43頁。

ック作家の著作権を考える会」は、「なぜ、私たち漫画家には音楽家とおなじ権利がないのですか？」という「貸与権獲得」に絞った「緊急アピール」文（90誌掲載）を公表した。この「緊急アピール」で初めて、「書籍の貸与権」の付与を認めてほしいと訴えたのである。一方で、平成15年4月頃から大手のレンタルコミック店が、コミックスだけではなく文芸書や児童書、写真集などの貸出を始めたため、出版界全体が「書籍の貸与権獲得」の活動を行うことが急務になった。出版業界全体が参加する「貸与権連絡協議会」²⁴⁾を新たに結成し、活動を行うことになった。²⁵⁾平成15年（2003年）8月4日には、「貸与権連絡協議会」としての声明文²⁶⁾を公表した。

24) 平成15年6月26日設立。参加団体：21世紀のコミック作家の著作権を考える会、社団法人日本雑誌協会、日本児童出版美術家連盟、社団法人日本児童文学者協会、社団法人日本児童文芸家協会、有限責任中間法人日本写真著作権協会、社団法人日本出版取次協会、社団法人日本書籍出版協会、日本書店商業組合、社団法人日本推理作家協会、日本美術著作権連合、社団法人日本文芸家協会、社団法人日本ペンクラブ、社団法人日本漫画家協会、マンガジャパン、以上15団体。事務局は雑誌協会内に設置。

25) 酒井・前掲注(16)45頁。この注は、平成15年4月に、レンタルコミック店が書籍を貸出した件から出版界の全体の活動までのことを指している。

26) 前掲注(4)『50年史』編集委員会編第4章 知的財産権・出版者の権利 Web掲載資料 Web9 「声明文—出版物にも貸与権の適用を！」（2003年8月4日）貸与権連絡協議会。

<http://www.jbpa.or.jp/nenshi/pdf/0409.pdf>

「声明文—出版物にも貸与権の適用を！— 2003年8月4日 貸与権連絡協議会

21世紀にはいり、出版界を取りまく環境は大きく変化をしております。

特に、最近各地に出現した「レンタルブック店」は、かつての「貸本屋」とは異なり、レンタルビデオでノウハウを蓄積した業者が、そのノウハウやシステムを活用して、人気のあるコミックスやベストセラー書籍のレンタルを大規模に展開しようとするものです。

私たちは、このような大規模な「レンタルブック店」の出現に、大きな不安を抱いてここに集まりました。

「著作物を、著作者に無断でレンタルしてはならない」と言える権利（『貸与権』）は、音楽や映画著作物には既に与えられています。従って、レンタル業者は、音楽家や映画製作者に無断でCDやビデオをレンタルすることはできません。

このため、音楽家や映画製作者は、レンタルを許可する代わりに、レンタル業者にレンタル料の支払いを求めることができます。

しかし、残念ながら、著作権法に、「書籍・雑誌には貸与権を『当分の間』適用しない」と定められたまま、約20年が経過してしまいました。

現行法では、作家が、「私の本をレンタルしないで下さい。もしレンタルをするのなら、レンタル料を支払ってください」ということはできないのです。

著作者の努力の成果をレンタルして利益を得ながら、出版物の著作者にだけは、その利益が全く還元されないという状態が放置されてよいはずはありません。

私たちの調査によれば、隣国（大韓民国）では、著作者に利益を還元する法整備が行われないうままこのような状態を放置したことが一因で、「レンタルブック店」が乱立し、「書き手」が激減し、出版界が危機に瀕しています。

この「貸与権連絡協議会」を窓口として、文化庁等と出版物の貸与権の付与について交渉に入った。平成15年(2003年)7月31日の文化庁文化審議会著作権分科会第2回法制問題小委員会で、作家の三田^{まさひろ}誠広委員が、6月26日に出版業界内の意思統一を図るために「貸与権連絡協議会」が設立され、経済産業省の指導により文化庁に附則第4条の2の廃止を働き掛けていると報告している²⁷⁾。これを受けて、この附則第4条の2の廃止について平成15年度(2003年)の法制問題小委員会において継続的に審議された²⁸⁾。なお、10月8日開催の第5回の法制問題小委員会に経済産業省から、附則第4条の2の廃止についての要望書²⁹⁾が提出された。11月14日の第6回小委員会では、「書籍・雑誌等の貸与」に係る暫定措置の廃止について³⁰⁾積極的な意見交換がされた。

文化庁の審議に加えて、「貸与権連絡協議会」では「全国貸本組合連合会」(加盟約100店)との協議に入った。全国貸本組合連合会理事長内記稔夫は、平成15年度の文化審議会著作権分科会報告書(案)に関する意見書³¹⁾を平成

コミック作家、文芸家、児童文学者、写真家、美術家などの著作権団体をはじめ、出版に携わる全ての団体は、この不公平を是正して、出版物にも、CDやビデオと同様に「貸与権」が適用されるべきであると考え、日本の出版文化を守るための活動の第一歩として、協力して貸与権獲得を目指すことになりました。

私たちは、著作者の努力の成果が、正しく著作者に還元されるシステムを構築するために、一致団結して活動する所存です。本を愛する多くの方々のご理解ご支援を頂ければ幸いです。以上」

27) 第2回の法制問題小委員会議事録要旨(2)⑥三田委員の報告より。

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/bunka/gijiroku/013/03091201.htm

28) 法制問題小委員会では、貸与権の暫定措置の廃止について、次のような討議がされた。

平成15年6月12日(第1回)に検討課題として出され、2回目以降の委員会(7月31日、8月27日=第3回)で検討され、9月25日(第4回)の委員会では、「貸与権の暫定措置の廃止」と「マンガ喫茶等での図書閲覧に係る展示権の拡大」について関係者間での合意が進められつつあるとされ、11月14日の第6回審議で、合意に至っている。(文化庁のWeb siteの文化審議会・著作権分科会・法制問題小委員会の2003年の議事録を参照。)

<http://www.bunka.go.jp/chosakuken/singikai/housei/index.html>

29) 第5回法制問題小委員会の配布資料3。

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/bunka/gijiroku/013/03120201/004/012.pdf

(平成20年12月1日)

30) 「日本書籍出版協会、日本文芸家協会、日本児童文学者協会など15団体で構成する「貸与権連絡協議会(藤子不二雄[Ⓐ]代表)は、文化庁等に出版物の貸与権を求めて交渉に入っているが、文化庁は10月26日に「貸与権」を認める方針を決めたようである」「出版スコープ」出版ニュース11月下旬号23頁(2003年)。10月8日の第5回小委員会での審議に、経済産業省から、附則第4条の2の削除についての要望書が提出されたので、文化庁は著作権法の改正に踏み切ったということであろう。

31) 「文化審議会著作権分科会報告書(案)」に関する意見」出版ニュース2月上旬号18頁

15年12月24日に出し、附則第4条の2の廃止について合意が形成されたとはいえないため更なる協議を重ねるように求めた。

協議会に係る著作者は貸本組合の意見を尊重し、平成12年（2000年）1月1日以前に「貸本店」として営業を開始し、現在まで営業を継続しかつ貸出対象書籍の在庫が1万冊以下の店舗であれば、著作権法が改正されて貸与権が権利化されたとしても権利行使をしない³²⁾ということ³³⁾を表明した。

これらの協議が整った³⁴⁾ことを受けて、平成16年1月に出された法制問題小委員会の報告書2頁には「(書籍に関する貸与権) レンタルコミック店の新刊市場へ与える影響に鑑み、著作権法附則第4条の2(書籍等の貸与についての経過措置)の廃止について関係者間で協議が進められているが、関係者間協議の結論を得て、2004年度以降必要に応じ著作権法の改正法案を国会に提出する」と記されることになった。ここに至り、ようやく書籍等に対して貸与権が付与されることが現実化してきたのである。

(2004年)。

32) 第3回の法制問題小委員会に、金井優貸与権連絡協議会幹事が、「書籍・雑誌に対する貸与権の適用について」と題する協議会の活動の資料(資料3の中の資料9:

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/bunka/gijiroku/013/03100301/005/009.pdf

(平成20年12月1日))を提出している。その中に旧来の貸本業者に対する特別措置(貸与権を行使しないなど)を検討中であることが、書かれている。

33) 法制問題小委員会平成15年第6回(11月14日)の審議の時に提出された資料2-1に、全国貸本屋組合連合会と許諾ルールについて合意ができたと記載されている。

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/bunka/gijiroku/013/03121001/001.htm

(平成20年12月1日)

34) レンタルコミック店への協議は、CCC(TSUTAYAグループ)、GEOなど大手のコミック店に対して、個別に行った。文化審議会著作権分科会法制問題小委員会平成15年9月25日第4回の参考資料「関係者間で合意形成が進められつつある事項等」に記載が見られる。

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/bunka/gijiroku/013/03092501/004.pdf

(平成20年12月1日)

2 レンタルコミック導入の可能性の実験³⁵⁾

社団法人日本雑誌協会内に設置されたワーキンググループである「貸与権ビジネス検討専門委員会」では、平成15年(2003年)1月に総会を開き、著作権法附則第4条の2の廃止を目指し「貸与権」獲得を主目的に運動することが決議された。昭和59年にレコードに貸与権が付与された時に、書籍は権利処理の集中管理センターが創設できなかつたため附則第4条の2ができたという経緯があるので、今回は権利処理のセンターの創設準備を行うことを主目的にした。また、経済産業省の助言を受けて貸与権獲得後の権利処理や実務に生かすためのデータ収集も行うことになった。³⁶⁾

今回とられた収集の方法は、実際にレンタルコミックの実験店舗を運営して、一般顧客に対してコミックスのレンタルを行ってデータを集めるというものである。昭和30年代の貸本屋では、貸本屋専用で作られた漫画本を貸出³⁷⁾ていたが、このレンタル実験に使用するコミックスは新刊書店で販売しているコミックスをそのままレンタル用として使用している。一般販売のコミックスをレンタルに使用するのには、これが今後のレンタルコミック店で使用されることが必須であるためであり、一般販売のコミックスを使用してレンタルビジネスが成り立つかどうかを見極めるためである。

35) 実験店舗・経過報告として、文化庁文化審議会著作権分科会法制問題小委員会の第3回(8月21日)委員会にて、8月17日現在の経過報告がされた。(資料3の中の資料7参照)
http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/bunka/gijiroku/013/03100301/005/007.htm
(平成20年12月1日)

この時期、「貸与権連絡協議会」と「貸与権ビジネス検討専門委員会」との活動が交錯するので、分かりにくい。レンタルコミックの実験については、すでに「貸与権ビジネス検討専門委員会」の方で、活動を始めていたため、このレンタルコミックの実験関連の報告については、最後まで「貸与権ビジネス検討専門委員会」が行っている。

両者の参加趣旨と活動については、第3回の法制問題小委員会(平成15年8月27日)の資料「書籍・雑誌に対する貸与権の適用について」に書かれている内容が分かりやすい。

【貸与権獲得後のビジネスモデルの構築】

■業界内の意思統一 平成15年8月4日、著作権者及び出版業界の15団体が「貸与権連絡協議会」を設立し、書籍・雑誌に対する貸与権獲得に向けて協力して活動する体制を確立した。

■権利処理システムの構築 社団法人日本雑誌協会・貸与権ビジネス検討専門委員会を中心に、権利処理機構の設立が準備されている。」

36) 以上につき酒井・前掲注(16)44頁。

37) 貸本マンガ史研究会編『貸本マンガ RETURNS』15頁(ポプラ社、2006年)。

レンタルコミックの実験は、千葉県すばる書店白井店³⁸⁾にて、平成15年(2003年)5月23日(金)より11月30日(日)までの半年間実施された³⁹⁾。

レンタルコミック実験の目的は、次の6つである。①「レンタルが新刊販売に及ぼす影響の測定」、②「貸出禁止期間の影響測定」、③「貸与許諾料の算定根拠の取得」、④「レンタル事業の採算性測定」、⑤「受発注・物流システムの検討」、⑥「顧客動向の分析」である。この実験は、出版界での「出版物の貸与」についての可能性と一般書籍の売り上げへの影響を調査するものであったため、実験店にはレンタルビデオ・CDのみを扱う店ではなく、レンタルビデオ・CD併設の書店を選んだと思われる。

この店舗では、1階は新刊本・雑誌・コミックスの売り場、2階はビデオ・DVD・CDのレンタルおよびCDの販売を行っている。レンタルコミックの実験は1階の新刊書等の売り場に併設して行った。つまり、同じコミックスでも“セル”のものと“レンタル”のものが隣り合わせに置かれたのである。

この実験ではレンタル用コミックスの在庫数は約25,000冊⁴⁰⁾であった。レンタル禁止期間は「原則新刊発売後6か月」とした。レンタル料金は、入会金100円、全商品3泊4日(5冊以上1週間)80円、延滞料1日40円とした。

以下、分析に必要な部分についてのみ取り上げる。「貸出禁止期間の影響設定」についての実験は、「貸出禁止期間0日」で実験をした13作品については、9作品が一般書店での売り上げの全国平均より低いものだった。また、「貸出禁止期間3か月」で実験をした10作品については、6作品が一般書店の売

38) 営業時間10時～25時。新京成線「鎌ヶ谷大仏」駅より徒歩20分の駐車場完備の郊外型店舗。

レンタル実験面積：1階46坪(151.8平方メートル)。新刊売り場面積：1階96坪(316.8平方メートル)。2階はTSUTAYAとの提携でレンタルビデオ・CD店である。

隣地には、スーパーマーケットが営業している。

39) 文化庁で公表している資料は、第3回法制問題小委員会での中間報告書である。レンタルコミックの実験が終了したあとに、次のような詳細な報告書が出ていて、上記本稿はこれをもとにしている。

『50年史』編集委員会編・前掲注(4) 第4章 知的財産権・出版者の権利 Web掲載資料 Web8 「コミックレンタル実験店報告書」(2003年11月) 社団法人日本雑誌協会貸与ビジネス検討専門委員会。

<http://www.jbpa.or.jp/nenshi/pdf/0408.pdf>

40) このときに書店で販売しているコミックスとレンタル商品を区別するために、「緑色」のレンタル許諾シールを1冊ずつに貼付した。実験終了後も引き続いてレンタルをしているため、現在も「緑色」のシールが貼付されたコミックスが店頭にある。

り上げより低いものであった。

レンタル店が書店のそばにある場合、新刊本のレンタル禁止期間の有無や禁止期間の長さにより、書店の売り上げに影響が出ている。

「貸与許諾料の算定根拠の取得」の実験では、「貸出数」と「回転数」を調査した。半年間の「貸出数」は 176,425 冊で、これに対する在庫数は 26,186 冊になり回転数は 6.74 回である。1 タイトルで複数冊在庫するものがあるので、総タイトル数は 19,686 点になり、平均在庫数は 1.3 冊である。調査の報告書では、1 年間ではどれだけの数値になるかと単純に 2 倍にした数字も出しているが⁴¹⁾、1 冊あたりの平均回転率は 1 か月 1 回転少々というところである。

また、既刊本と新刊本のレンタルの割合は 97.5%対 2.5%である。在庫冊数の割合は 95.1%対 4.1%になる。回転数に関しては、既刊本 6.85 回転対新刊本 4.09 回転である。レンタルコミックのビジネスのニーズは既刊本が大勢をしめているように見えるが、今回の実験では新刊禁止期間が 6 か月と長期の禁止期間（一部を除いて）があったことも、既刊本のレンタルに消費者が流れた要因はないかと推測される。

「レンタル事業の採算性測定」については、初期投資額、損益、投資回収の点が測定された。初期投資額は、商品在庫と許諾使用料で総投資額の 60% をしめ、商品処理費用や装備備品をも入れると 70%をしめる。これを 1 冊当りに換算すると 910 円になる。コミックスの 1 冊当たりの平均レンタル単価を 80 円として、調査結果の回転率である 1 年に 12 回転すると考えれば、1 年で初期投資額が回収できると予測できる。売り上げは、在庫冊数と会員数に比例し、在庫の割合の高い既刊商品の在庫量と回転率で上下することが判明した。

従って、レンタルコミックビジネスは 1 冊のレンタル料が安いと、利益率は良いが売り上げは低いビジネスと考えられる。そのため会員数と蔵書数を増やし回転数を上げることがビジネスとして成り立つかどうかであり、利益率確保のための会員数の確保が重要な要素である。

最後に「顧客の動向の分析」である。男女比は男性 35%、女性 65%である。

41) 年間で換算した貸出数は 335,391 冊、回転数は 12.8 回転となる。

職業別では、学生 44%、社会人 34%、主婦 22%などである。年齢別では、10代以下 42%、20代 26%、30代 18%、40代以上 14%であった。学生の割合が、「大学生以下」としてまとめられているので、学生の内容が不明確であるが、大人が6割以上は借りていると考えられる。大人の割合は高いと言える。

3 著作権法の改正

昭和59年（1984年）に「貸与権」が創設された時に、書籍・雑誌については適用が除外された⁴²⁾。しかし、近年のコミックスをはじめとする書籍・雑誌のレンタルは従来の貸本業とは異なり、著作者の経済的利益に影響を与える事態に至っているとされ⁴³⁾、権利処理についても著作権団体や出版社団体により構成される「貸与ビジネス検討専門委員会」が中心となってレンタルコミック店に許諾を与える仕組みが整備される見通しがついた⁴⁴⁾ことで、今回書籍・雑誌に貸与権の付与について審議されることになった。

著作権法の附則第4条2の廃止の審議は、平成16年（2004年）第159回国会参議院が先議で始まった。参議院文教科学委員会の平成16年（2004年）4月15日（議事録11号）の委員会にて、貸与権連絡協議会や日本コンパクトディスク・ビデオレンタル商業組合（CDVJ）の代表が参考人として答弁をしている。これまで、レンタルコミック店に対しては個別に協議をしてきたが、レンタルコミックを扱いたいと言っている店の多くがCDVJの会員であることや、すでに音楽・映像部門でレンタルビジネス⁴⁶⁾を行っているという実績が

42) その理由については、吉田・前掲注(2)が示している本稿の部分を参照。

43) 文化審議会著作権分科会報告書（平成16年1月）5頁。

http://www.bunka.go.jp/chosakuken/singikai/pdf/singi_houkokusho_1601.pdf

44) 文化審議会著作権分科会法制問題小委員会平成15年第6回（11月14日）の審議の資料2-2に「仮称：出版物貸与権管理センター」設立準備スケジュール（案）と、事業スキーム（案）

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/bunka/gijiroku/013/03121001/002/003.pdf

が、提出されている。

45) 貸与権連絡協議会幹事代理：弘兼憲史。

日本コンパクトディスク・ビデオレンタル商業組合（CDVJ）専務理事：若松修。

46) レンタルビデオの仕組みについては、吉田・前掲注(2)7頁に書かれている。

CDレンタルの使用料などの徴収・分配の流れについては、同じく吉田・前掲注(2)の8頁に書かれている。

あるため、CDVJの代表者が、参考人として呼ばれたのである。

文教科学委員会の審議を経て第159回国会参議院本会議(4月21日、議事録17号)にて改正著作権法が通過した。その後、第159回国会衆議院文部科学委員会(6月1日、議事録24号)にて同様に両代表者が参考人として答弁をしている。そして、第159回国会衆議院本会議(6月3日、議事録37号)にて改正著作権法が可決成立し公布された。⁴⁸⁾ここでようやく、著作権法附則の第4条の2を廃止し書籍・雑誌に貸与権が適用されることになり、平成17年(2005年)1月1日より施行された。⁴⁹⁾

従来の貸本業者については、「古来からの取扱いを尊重し、貸与権連絡協議会に参加する著作者は、2000年1月1日以前に営業を開始し、店頭の出貸対象書籍が一万冊以下の店舗については権利行使をしない⁵⁰⁾」との特別措置がとられた。

附則第4条の2が削除され、書籍・雑誌に貸与権が適用されても公共図書館の非営利・無料の書籍・雑誌の貸与については、著作権法第38条4項の規定により現在も著作者の許諾を得ることなく自由に行える。公共図書館の出貸については、別途検討が必要に思われる。

「貸与権連絡協議会」では、この改正法の施行に向けて具体的な許諾の運用ルールを作成が急務となった。

II 貸与権付与以後のレンタルコミックの運用の仕組み

著作権法改正により附則第4条の2が廃止されたことで、書籍のレンタルの仕組みを新しく構築する必要性が生じた。運用の仕組みについて調査した内容を述べる。

47) 貸与権連絡協議会幹事代理：弘兼憲史。

日本コンパクトディスク・ビデオレンタル商業組合(CDVJ)専務理事：若松修。

48) 平成16年6月9日法律第92号。

49) 酒井仁志「出版物の「貸与権」管理事業の正式運用開始」コピーライトNo.5502月号22頁-24頁(2007年)。

50) 吉田・前掲注(2)9頁。

1 有限責任中間法人出版物貸与権管理センターの創設⁵¹⁾

平成16年6月の著作権法改正を受けて、平成16年（2004年）10月に著作権者と出版社の協力のもと、一任型の著作権管理事業者として「有限責任中間法人出版物貸与権管理センター」⁵²⁾が設立された。平成17年（2005年）1月1日からの改正法の施行から平成19年1月31日までの期間は運営の暫定期間として、権利者（著作権者）と利用者代表団体との合意に基づき各レンタルブック店から暫定的包括的な使用料⁵⁴⁾をもらい、権利の普及及び利用秩序の形成⁵⁵⁾を行った。

平成17年1月1日から平成19年1月31日までの暫定運営期間の成果として、文化庁に対し平成17年3月28日（平成18年6月15日に一部変更の上平成18年12月1日施行）に『管理委託契約約款』⁵⁶⁾を、翌平成18年（2006年）8月31日（平成18年12月1日施行）には『使用料規程』⁵⁷⁾を届け出た。

『使用料規程』が成立したことで、『管理委託契約約款』と共に管理事業者としての必要不可欠な基本規程が成立し、著作権管理事業が稼働できることになった。

51) 酒井・前掲注(49)22頁。

52) センターの社員：21世紀のコミック作家の著作権を考える会。マンガジャパン。社団法人日本推理作家協会。社団法人日本ペンクラブ。社団法人日本文芸家協会。社団法人日本漫画家協会。有限責任中間法人日本写真著作権協会。社団法人日本児童文芸家協会。日本児童出版美術家連盟。日本美術著作権連合。社団法人日本書籍出版協会。社団法人日本雑誌協会。社団法人日本児童文学者協会の13団体。

53) 日本コンパクトディスク・ビデオレンタル商業組合(CDVJ)を窓口とした。

54) 長岡・前掲注(14)89頁。両者の「主張の隔たりは大きく、結局、法律が施行される06年1月1日を迎える直前に、暫定許諾使用料として1店舗あたり毎月2万5200円を支払うことになった。」

55) 平成17年1月1日より平成19年1月31日までの、センターが本格稼働するまでの2年間の動向のことである。この期間の動向については、次の論文に詳しい。

「書籍・雑誌に関わる貸与権については、広がりを見せつつあったコミックレンタルに対応する形で2004年6月の国会で成立、2005年1月より既に施行されていた。施行後、コミックレンタル店は、作家に対する対価として著作権使用料の支払いが義務づけられていたわけだが、2年間運用された暫定的なシステムは1月末を持って終了することになり、今後は、昨年末に合意した許諾スキームに則って利用秩序を形成していくことになる。」（「コミックレンタルの許諾スキーム正式運用始まる」THE SPECIAL, CDV-JAPAN 2007.2より）。

56) 平成20年9月改定の管理委託契約約款

<http://www.taiyoken.jp/Datas/Pdf/Taiyoken200809030001.pdf>（平成21年2月27日）

57) <http://www.taiyoken.jp/Datas/Pdf/Taiyoken200608310001.pdf>（平成21年2月27日）

2 レンタル契約に際しての貸与許諾条件確定までの^{58) 59)}経緯

著作権の使用料については、利用者又はその団体からあらかじめ意見を聴取するように努める必要があるとされている。なぜなら、利用者から使用料をスムーズに支払ってもらえるかどうかという問題があるからである。その問題を解消するため、出版物貸与権管理センターはレンタルブック店がほぼ加盟している団体である日本コンパクトディスク・ビデオレンタル商業組合(CDVJ)とレンタル契約貸与許諾条件について⁶⁰⁾交渉をすることにした。レンタルをするにあたり、CDVJから法改正の前より使用料の支払いについては同意の意思表示があり、⁶¹⁾あとは貸与許諾条件を確定するだけであった。⁶²⁾

貸与許諾条件の交渉は、「貸与権連絡協議会」⁶³⁾が平成16年6月から10月にかけて事前交渉を行ったが、合意には至らなかった。^{64) 65)}その後、出版物貸与権管理センターが使用料規程等条件を確定するために100回以上の交渉に当たり、平成18年8月完全合意に至った。⁶⁶⁾

両者が合意したことで、平成18年8月に同年12月1日より施行予定の『使用料規程』を文科省に届け出をし、受理された。

58) 酒井・前掲注(49)22頁以下。

59) 「出版物貸与権センター」『出版年鑑2007』130頁(出版ニュース社,2007年)。

60) 著作権等管理事業法第13条2項。

61) 長岡・前掲注(14)88頁以下。「レンタルコミック店のみで構成する事業団体はなく、当時、貸与権を利用したいと申請した300店弱の多くがCDVJの組合員だったからだ。加盟店は全部で3600ほどあり、その1割弱になる。」

62) 第159回国会参議院文教科学委員会議事録第11号4頁。

参議院の文教科学委員会で、CDVJの若松修専務理事が、答弁している。

63) 出版物貸与権管理センターの社員に社団法人日本出版取次協会と日本書店商業組合連合会が加わったもの。

64) 著作権者側は、出版界での著作権使用料である「印税」と貸与権想定回数を基本とした考えで臨んだが、店舗ごとの売り上げを基本とするCDVJとの差が埋まらなかった。(酒井・前掲注(49)22頁-23頁)

65) 第三者視点での資料としては長岡・前掲注(13)88頁。「その話し合いは途中でいったん決裂する。使用料の額とレンタル禁止の期間で隔たりが大きかったからだ。センター側は、当初、コミックの使用料を定価の2倍、禁止期間を3か月間と提示し、CDVJ側は、使用料1冊あたり60円、禁止期間なし、あるいは10日間と求めた。センター側は、コミック1冊あたり平均20回貸し出されているので定価相当か2倍程度が適当というのが論拠。CDVJ側は、一般的なレンタル料60円に対して印税10%の半分に当たる5%を著作者に還元するのが妥当だとして、20回分計60円と算出した。」

66) 前掲注(59)130頁。

3 レンタル契約に際しての貸与許諾条件の内容⁶⁷⁾

平成16年の著作権法附則第4条の2の廃止により、書籍・雑誌に貸与権が付与された。この改正により、書籍のレンタルビジネスを展開しようとした場合、書籍のジャンルに関わらずレンタルが可能となった。しかし、レンタルブックを行うとする店の方針は、一般的に貸出が多いと予想されるコミックスの貸出を中心に動いていた。またセンターの方も、これに合わせる形でコミック作家を中心に権利の受託を進めていた。したがって、受託を受けている著作権者とはコミック作家のことを示し、現在ではコミック作家の9割以上をその傘下に収めている⁶⁸⁾。レンタルを開始するにあたり、貸与許諾条件として次の3点が規定された。これらは、著作権法附則第4条の2が廃止された後、センターが本格的に稼働するまでの2年間に暫定的に運用されてきた許諾条件（包括な使用料⁷⁰⁾）とは異なるものである。

① サーチャージ方式の使用料徴収システムの導入⁷¹⁾

サーチャージ方式とは、レンタル店は商品仕入れ時に使用料を商品代金に上乗せして先払いするシステムであり、日本レコード協会に対するCDレンタル使用料の支払いシステムとして既に導入しているものと同様のものである。商品代金と使用料を同時に代行店に支払う。

著作権の使用料は代行店を通じて出版物貸与権管理センターに徴収され、最終的に出版社から著作権者に支払いをされる。

使用料の具体的金額については後述「7 使用料の支払いについて」で述べる。

② 代行店システムの採用

指定された代行店⁷²⁾から、一冊毎に許諾シール⁷³⁾が貼付された商品（新本⁷⁴⁾）を

67) 「コミックレンタルの許諾スキーム正式運用始まる」(THE SPECIAL, CDV-JAPAN 2007.2)

68) 「出版物貸与権管理センター」『出版年鑑2008』121頁（出版ニュース社、2008年）。

69) 平成17年1月1日より平成19年1月31日までの、センターが本格稼働するまでの期間のこと。

70) 1店舗あたり毎月2万5200円。

71) 「貸与権許諾料 徴収はサーチャージ方式で」新文化10月2日号2頁（2003年）。

72) 指定代行店とは、既存の取次店（書籍の間屋）が代行している。稼働開始直後は、株式会社トーハン、日本出版販売株式会社、株式会社大阪屋、協和出版販売株式会社、栗田出版販売株式会社、株式会社太洋社、株式会社中央社、の7社であった。平成19年度に、再公募を行い株式会社中央社が入替わり、株式会社MPDが代理店（平成20年10月時点で、

仕入れるシステムである。

レンタル店が発注（注文）した商品（コミックス）は、代行店から毎週水曜日にレンタル店に配送される。代行店より仕入れたレンタル許諾商品は全て新本であり、⁷⁵⁾許諾シールを貼付された時点で仕入れ先の所有物となるので、最終的に買い切り商品⁷⁶⁾となる。

新本に限定する理由は「そもそも、貸与権は読まれているのに著者に何の利益還元もない、という問題点の指摘から始まっています。著作者団体も動きましたが、スキームを構築する実務は結局大手出版社が行ったのが実情であり、出版社としても取次の力を借りざるを得なかった。出版社・取次がメインに動く以上、新本は必須条件になります。また、新古書店が拡大する中、新本を正規ルートとして守ろう、という動きでもあります⁷⁷⁾」ということである。

③ 発売日から1か月間のレンタル禁止期間の設定

レンタル店が商品をレンタルできるのは、商品が発売されてから1か月を経過した日からである。つまり、新刊商品は発売後1か月の間はレンタルが出来ない。

センターの稼働直前に、CDVJ側はこれらの許諾条件から、「新刊の1か月レンタル禁止が売上に与える影響」と「仕入1冊毎に賦課される使用料が初

変更なし) となっている。

株式会社MPDとは、日本出版販売株式会社が51%、株式会社TSUTAYAが49%の出資で構成されている書籍・音楽・映像などの卸販売、中古品の売買などの会社である。

73) 「レンタル本 出版物貸与権管理センター」の文字が書かれている青色の丸いシール。レンタル店の在庫に、緑色のシールが時折混じっているが、これは平成19年2月レンタル開始以前の暫定的にレンタルが行われた時期（平成17年1月から平成19年1月まで）に使用されたものである。

74) 代行店に注文しても入手できなかった商品については、例外的に自己調達することができる。その場合は、新本である必要性はない。自己調達した商品は、書式に従って出版物貸与権管理センターに報告をする。自己調達用の丸いシール（「レンタル本 出版物貸与権管理センター」の文字で赤色）がセンターより給付されるので、それを自己調達した商品に貼付してレンタルをする。

75) 『管理委託契約約款』第2条1項。

76) 新刊書店で、新本を販売する場合「新刊委託」という条件により、配本される。この「新刊委託」という条件は、一定期間内であれば、いつでも返品できるというものである。一方レンタル店で仕入れる「新本」は、貸与のシールを貼付した時点で、返品のできない「買い切り商品（注文商品）」になる。

77) 代行店より聞き取り（平成20年9月）を行った。

期投資の負担になり、収益に影響を与えるのではないかという問題」が生じ、レンタル店への新規出店は、あまり多くないのではないと予想していた。しかし、コミックスのレンタルが稼働開始した後はレンタル店の出店数・許諾アイテム数・購入数など順調に推移している。⁷⁸⁾

4 配送・集金システムの構築

すでにレンタルビジネスを稼働させているレコードの貸与権と、書籍の貸与権の運用⁷⁹⁾については大きく異なる。

レコードのレンタルはレコード会社に著作隣接権⁸⁰⁾があるので、レコード会社がレコードの流通を管理することでレンタルもコントロールできる。一方、書籍の場合は作家に権利があるため、書籍の製作元である出版社が流通を通じて書籍のレンタルをコントロールすることが事実上困難である⁸¹⁾ためである。そのために、新たに書籍レンタルの配送・集金システムを構築する必要があった。

そこで、「著作権者は、出版社と貸与権の管理に関する委託契約を行いこの契約に基づき出版社はセンターに貸与権を委任する。センターは委任され同権利に基づきレンタルブック店が使用する出版物に貸与許諾を示す許諾シールを発行する。使用料については、センターが貸与権の管理事業の一部（許諾シールの貼付作業、使用料徴収業務）を委託するセンター指定の代行店を通じてレンタル店への出版物の出荷実績に応じて徴収され、センターから出版社を通じて著作権者に分配される⁸²⁾」というシステムを構築した。システムの流れについては次の出版物の貸与許諾概略図のとおりである。

78) 本稿「Ⅱ 6 センター稼働後の運営状況推移」を参照。

79) 吉田・前掲注(2)7-8頁。

80) レコード製作者の権利：著作権法第96条から第97条の3まで（複製権、送信可能化権、譲渡権、貸与権等）。

81) 第159回国会参議院文教科学委員会議事録第11号6頁。CDVJの若松専務理事は答弁で、出版社が流通をコントロールできないことを危惧している。

82) 「出版物貸与権管理センター」・前掲注(68)121頁。

(図1 入る)

(コピーライト 2007年2月号23頁の図表を引用)

元来、出版物の流通に関しては取次店が担ってきた。またレンタル店への本の配送は従来の新刊書店の配送と同様の業務形態になるため、取次店が代行⁸³⁾し代行店となることになった。

次に「代行店」の役割であるが、代行店は出版物貸与権管理センター（以下、「センター」）との業務委託契約に基づき、大きく分けて次の2点を行う⁸⁴⁾。

① レンタル店からの受注を受けて、通常の出版物に許諾シールを貼付（1冊につき2枚）する。シール貼付1枚10円のため、1冊につき20円の手数料になる。

② レンタル店に販売した実績をセンターに月次で報告する。

センターが算出したレンタル店毎の使用料をセンターに代わってレンタル店から徴収し、センターに支払う。回収代行手数料が1冊につき30円の手数料になる。これらの業務を行うことで、代行店はセンターより代行店手数料を1冊につき50円の支払いを受ける。これらの手数料は、レンタル店から徴収した使用料をセンターに支払う際に控除して支払う⁸⁵⁾

以上のように、代行店は、著作隣接権のない出版社に代わりレンタルコミ

83) 本の注文や配送については、新刊書店と同様の業務であるが、仕入の掛け率は、仕入の取引量やレンタル店の立地場所（送料の関係）等で個別に決定される（平成20年9月に代行店より聞き取りを行った）。

84) センターの運用マニュアルを参照。

<http://www.taiyoken.jp/Datas/Pdf/Taiyoken200712060001.pdf>（平成20年10月1日）

85) 代行店より聞き取り（平成20年9月）を行った。

ックスの「流通」を担うことになった。

5 著作権の管理を著作者から委託された出版社の役割

著作権⁸⁶⁾のない出版社は直接流通をコントロールすることができないが、貸与権を有する著作権者から貸与権行使を委託されることにより、レンタルされる商品を供給している。

また、貸与権行使の委託の流れは前述のとおりであり、出版社は著作権者と貸与権の管理に関する委託契約を行いこの契約に基づき出版社はセンターに貸与権を復委任する。したがってレンタル店より徴収された使用料金は、センターを通じて出版社に分配され、その後出版社の委託手数料⁸⁷⁾を差し引いて出版社より著作権者に支払われることになる。

この他に、出版社は著作権者から貸与の許諾を受けた出版物のデータをセンターの管理著作物データベースに定期的に送付することになっている⁸⁸⁾。

6 センター稼働後の運営状況推移

センター事務局に聞きとり調査をした結果⁸⁹⁾、公表できる運営状況の数字に関して次のように回答を得た。月次の購入冊数（出荷数）については、非公開であった。センター稼働からの総購入数（総出荷数）については、不明であるが、平成19年1月末までの許諾件数（総出荷数と同じではないとセンター事務局がコメントしている）⁹⁰⁾は、約557万件となっている。

コピーライトにセンターの酒井専務理事が公表した1か月の平均購入数の数字は、平成19年12月時点で、月平均26万7千冊の本（コミックス）⁹¹⁾となっている。

86) 前掲注(81)

87) 手数料は全社で統一されているわけではないようである。（平成20年10月センター事務局より聞きとり調査。）

88) 「出版物貸与権管理センター」・前掲注(68) 121頁。

89) 平成20年10月。センター事務局より聞きとり調査をした。

90) 平成20年10月24日、センター事務局より聞きとり調査。

91) 酒井仁志「出版物貸与権管理センターの10カ月—変貌する出版事情—」コピーライト12月号1頁（2007年）。

年月日	契約著作権者数	契約出版社数	許諾アイテム数	契約レンタル ⁹²⁾ 店数	平均在庫冊数
2007年2月 ⁹³⁾	2,000	10	34,625	300(推定)	30,000
2007年4月 ⁹⁴⁾	4,858	34	53,330	540	—
2008年3月 ⁹⁵⁾	6,215	44	66,372	773	—
2008年10月 ⁹⁶⁾	6,215 (推定)	47	71,567	1,099	13,259

(脚注(93)-(96)の資料より引用)

稼働当初は大量在庫をしている大型店が中心であったが、最近では小規模在庫展開を行う大型レンタル事業者⁹⁷⁾が増えてきたため、レンタル店の平均在庫冊数が減っている。

7 使用料の支払いについて

使用料の規定については次のとおりである。規定の詳細は『使用料規程』から引用するものである。(以下、引用文)

本センターが、貸与権を管理する出版物の貸与について、以下のようにその使用料(税込:以下同様)を定める。

(1) 出版物ごとに使用料を支払う場合

① 出版物を公衆に貸与することを業とする者(以下「貸本業者」という。)が、出版物ごとに使用料を支払う場合の出版物1冊の使用料は、貸与の回数にかかわらず、次のとおりとする。

92) 稼働当初レンタルを開始した大手の店は、CDレンタルとの複合レンタルのTSUTAYAグループとGEOグループ、レンタル実験店のすばる書店グループ、代行店の協和出版販売株式会社のレンタル関連連絡先の春うららかな書房などである。

93) センター稼働当時の数字である。この数字は出版物貸与権管理センター事務局に、聞きとり調査(平成20年10月24日)によるものである。

94) 「出版物貸与権管理センター」『出版年鑑2007』130頁(出版ニュース社、2007年)。

95) 「出版物貸与権管理センター」・前掲注(68)121頁。

96) 出版物貸与権管理センター事務局に、聞きとり調査(平成20年10月24日)による。

97) 例えばGEOグループのレンタルコミックを扱う店舗(全店舗ではない)では、棚1ラック程度の小規模で新刊を中心にレンタルを開始している。

区 分	使用料
出版物の定価550円未満	265円
出版物の定価550円以上1,000円未満	480円
出版物の定価1,000円以上で 以後、500円毎	320円加算

② ①にかかわらず、貸本業者が、同一店舗において10,000冊以上の出版物を一度に購入して一括して本センターに支払う場合の使用料は、貸与の回数にかかわらず、次のとおりとする。ただし、本規定は、前回の適用時から3年以上経過しなければ適用しない。

区 分	使用料
出版物の定価550円未満	150円
出版物の定価550円以上1,000円未満	280円
出版物の定価1,000円以上で 以後、500円毎	185円加算

（以上、引用文）

新規出店の際には、②の一括仕入れ対応の安価な使用料で支払ったと推測されるが、稼働を始めると、新刊や顧客からの希望された本の注文をすることになるので、①の出版物毎の使用料の支払いをすることになり使用料の単価は高くなると推測される。

レンタル店は、コミックスの仕入れ代金とその使用料を一緒に代行店に支払うが、『管理委託契約約款』の規定では、著作権者への使用料は年2回支払うことになっている⁹⁸⁾。稼働後第1回目の支払いとして、平成20年10月1日に、「平成19年度⁹⁹⁾の使用料5億2千万円」として、著作権者の委託先である出版社に支払われた¹⁰⁰⁾。出版社に支払われた5億2千万円は、センターの手数

98) 『管理委託契約約款』第13条（使用料の分配）2項を参照。

99) 平成19年4月1日より平成20年3月31日までの期間。今回の期間については、『管理委託契約約款』附則の3手数料分配の経過措置によるものである。

100) 出版物貸与権管理センターのWebsite「権利者の皆様へ」より。

<http://www.taiyoken.jp/kenri.html>（平成20年10月1日）

「2008年10月1日に総額約5億2千万円の使用料を分配いたしました。今回の分配の対象になる権利者の方々は、以下の出版社を介してすでに「貸与権管理委託契約」を結んでおり、かつ当センターがレンタル店に対して行った許諾実績（レンタル店で本が買われた）があった方が対象となります。

権利者の皆様への個々の分配は、権利者の皆様が各出版社と締結された上記「貸与権管理委託契約」の取り決めに基づき下記各出版社より順次行われます。

料を差し引いた金額である。今回は『管理委託契約約款』の附則2を適用し、センターは48%を上限として¹⁰¹⁾、手数料を受けとれるものである。

『管理委託契約約款』により最低分配金額が定められているが、その金額は非公開である。分配に関して分配対象人数という公開統計は行っていないそうだ。そのため、使用料を受けとった著作権者が平均どのくらいの金額を分配されたのが不明であるが、受託している権利者の総数(平成20年3月現在、6,215人)と分配された総額の金額より、受託権利者一人当たりの総平均8万円程度と推定されるものである。

なお、レンタル店の売り上げについては正規の統計がとられていない状況である。CDVJの過去の推定によると、「平成16年のコミックレンタル店の実態調査によると1店舗あたりの平均月間売上は、約80万円であり、現在、コミックレンタル店の全国の店舗数が約380店舗とみられていることから推定すると、コミックレンタル市場は、30億～35億円と算出され、セル市場のわずか1.0%～1.5%程度と考えられる¹⁰²⁾」とある。これは、書籍に貸与権が付与される以前の数字であるため現在の実態を正確に表すものではないが、まだまだセル市場には追いついていないという現状は間違いないと思われる¹⁰³⁾。

<今回対象となる分配仲介出版社(50音順)>

秋田書店、アスキー・メディアワークス、角川書店、近代映画社、幻冬舎コミックス、講談社、集英社、小学館、小学館クリエイティブ、少年画報社、新潮社、実業之日本社、祥伝社、松文館、スクウェア・エニックス、創美社、中央公論新社、徳間書店、日本文芸社、白泉社、双葉社、文藝春秋、ブッキング、富士見書房、芳文社、ホーム社、マッグガーデン、リイド社」。

101) 現在は稼働後間もないために、『管理委託契約約款』附則2を適用している。本来の手数料は、前記約款11条(手数料)により30%を超えない範囲とされている。

102) 「コミックレンタルの許諾スキーム正式運用始まる」(THE SPECIAL, CDV-JAPAN 2007.2)

103) 概算すると

センターに集められたレンタルコミックの使用料の総額(手数料控除前)が、
5億2千万円÷(100%-48%)=10億円 と推測される。

②1冊当たりの平均使用料は不明だが上記『使用料規定』から平均200(265年と150円の平均値)円と仮定すると、レンタルコミック店に売られたレンタルコミックの総冊数は、10億÷200=500万冊 と推測される。

③平成15年のコミックレンタル店の実態調査より平均回転数12.8回、後記注釈(112)よりレンタル1回の平均料金を80円とすると、レンタルコミックの市場規模は
12.8×500万×80=51億2千万円 と推測される。

Ⅲ レンタルコミック店と「家業」として残った「貸本屋」との 対比

レンタルコミックの実験をしたときには、まだ全国に¹⁰⁴⁾250店舗ほどあった¹⁰⁵⁾と言われる貸本屋も、著作権法附則第4条の2の廃止後の特別措置（貸与権を行使しないなど）を受けられるのは既存店のみであるため、その後減少の傾向を¹⁰⁶⁾たどっている。ビジネスの中心は、使用料を支払うレンタルコミック店へと交代している。

当初レンタルコミックを開業した店はCDレンタルまたはビデオレンタル店からの参入が多かった。それは次のような事情による。音楽を楽しむユーザーのコンテンツに対する考え方が変化している。一番音楽を聞く若者世代は、パソコンなどからダウンロードして聞くのが一般的な傾向になりつつあり、現物のCDを購入したり、レンタルしたりして聞くという行動をとらなくなっている。CD・ビデオレンタル店の方も、CDのレンタル利用が減少してきて新たなレンタルのコンテンツを求めるようになってきた。¹⁰⁷⁾その状況下に「コミックス」のレンタルが正式稼働することになった。新たなレンタルのコンテンツを求めて、CDレンタル業の店舗からの参入が積極的に行われたということである。

貸与権の導入により、レンタルの使用料を支払って営業を開始したレンタ

104) 文化審議会著作権分科会法制問題小委員会平成15年第3回の金原優「書籍・雑誌に対する貸与権の適用について」の報告書（資料3）の中で、「200から250店舗はあると推測されている」と記載されている。この資料3に引用されている資料1ではレンタルブック店の地区一覧が貼付されている。この一覧表では、216店の店舗名が記載されている。

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/bunka/gijiroku/013/03100301/005/001.htm

（平成20年12月1日）

105) 平成20年12月19日に、従来の貸本屋（東京都杉並区）2店舗より聞きとり調査をした際に、前掲注(104)の名簿を見せたところ、東京都内では現在でも営業している店舗はもっとあるとのことだった。そうすると、平成15年時点では、全国では300から500店舗の間くらいの店舗数が営業していたのではないかと推測される。

106) 平成20年12月19日に、従来の貸本屋（東京都杉並区）2店舗での聞きとり調査より。従来の貸本屋の経営者は、高齢になってきているので、廃業する店舗が増えていることや、コミックスと「ビデオ店」と兼業に変わった店も多いことによる。

附則第4条の2の廃止により、新規には開店できないので、今後増えることは見込めない。

107) 平成20年12月12日広島市大手書店での聞きとり調査より。

ルコミック店（以下レンタルコミック店系）と、従来からの貸本屋（以下貸本屋系）の営業形態はどのように相違があるのだろうか。

①入会手続き

まず、貸本屋やレンタルコミック店を利用する際にあらかじめ必要な入会の手続きについてみてみると、¹⁰⁸⁾両者の大きな違いはほとんど無いと言える。両者ともに入会手続きをして会員登録をすれば、貸出が可能になる。

貸本屋系の場合、¹⁰⁹⁾入会金は必ず徴収するが、レンタルコミック店系では、徴収しない店舗もある。コミックスを一番読むと考えられる小学生への貸出の手続きについて調査をした。小学生の入会手続き¹¹⁰⁾については、保護者同伴により手続きをすれば、会員証を発行し貸出が可能になる店舗が多い。

入会手続きを行って会員になれば、レンタルコミック店系では、小学生が一人で来店しても、コミックスをレンタルすることができる。貸本屋系では、保護者が会員になりその会員証で貸し出すという店舗もある。

子供が一人で来店してコミックスをレンタルできると言っても、現在は子供の数がそもそも少ないので、レンタルコミック店系の、店内には、大人の来店が多く見られる。¹¹¹⁾

②顧客の範囲

顧客の住居の範囲は、レンタルコミック店系の中で特に大手ビデオレンタル店では、制限がないと言っても過言ではない。会員になれば、どの店舗か

108) レンタルコミック店系の一般の入会手続きに必要な書類に関しては、注(110)(レンタルコミック店系での小学生の入会手続き)が参考となる。

従来の貸本屋については、本人確認のための書類(保険証などの身分証)があれば良い。近所の人しか貸し出さないので、住所が確認できれば良いとしている。

109) 貸本屋その1(貸本屋系):入会金300円と保証金1000円。退会の際には、保証金の1000円を返却する。

貸本屋その2(貸本屋系):入会金100円のみ。

110) (レンタルコミック店系での小学生の入会手続き) ①書店系レンタル店では、入会には親子同伴で来店し、本人確認のための保険証が必要である。入会金は必要。入会できれば、小学生一人で来店して借りることができる。②ビデオレンタル系レンタル店では、入会には、保護者同伴で来店し、本人の保険証と住所の確認ができる書類が必要である。住所確認の書類は「保護者名義の公共料金の支払証」か「保護者の運転免許証」が別途必要になる。(これらの書類は、大人でも要求される。)入会金は不要。会員証が発行されれば、あとは本人が来店してレンタルすることができる。

111) 本稿「I 2 レンタルコミックの導入の可能性の実験」の「顧客動向の分析」を参照。大人の割合が6割以上と推定している。

らでもレンタルが可能であるからだ。書店が行っているレンタルコミック店では、支店の場所と数に限りがあるので自ずと店舗の近所の住民ということなる。貸本屋系の方は、ほぼ個人経営であり規模がそれほど大きくないので、商売の範囲は顧客が本を持っていける範囲ということになり、近所の人を中心に貸出をしている。

③レンタル期間と料金

レンタル期間についてであるが、双方とも1日、2泊3日、1週間など、ほぼ同じような設定になっている。それぞれの貸出料金については、使用料を支払っているレンタルコミック店系の方が安価¹¹²⁾である。店によってはまとめて借りると安くなるというサービスも行っており、薄利多売¹¹³⁾で利益を上げようとしているようだ。

④新刊コミックスのレンタル禁止期間

法制や合意内容などの関係で、レンタルコミック店系では、新刊コミックスは1か月のレンタル禁止期間があるが、貸本屋系ではこれが免除されている。つまり貸本屋系では新刊のレンタルに関しては1か月の間、レンタルコミック店系に比べて優位に立てるということである。

⑤貸出対象商品

貸出対象商品は、レンタルコミック店系は、現在「コミックス」だけなのに対して、貸本屋系は「小説本、新書、コミックス」などがあり、雑誌を扱っている店もある。書籍をいまだに扱っているのは、昔古本店が貸本屋を兼業していた時の名残であり、小説本もよく読まれていた¹¹⁴⁾からである。

112) 貸本屋その1（貸本屋系）：1冊1日80円、延滞料30円。貸本屋その2（貸本屋系）：定価470円まで1冊1週間90円。定価550円まで1冊1週間110円など。

大手レンタルコミック店（レンタルコミック店系）：支店その1（江東区）：3泊4日1冊60円、1週間1冊80円・10冊だと580円・20冊だと1000円。支店その2（新宿区）：2泊3日1冊70円・10冊で500円、1週間1冊90円・10冊だと700円。追加1冊50円。

113) 新刊書店の書籍の仕入れ掛け率は、一般的に78掛けと言われている。レンタルコミックの場合は、取次の運送ルートにそのまま乗ることができないので、送料が発生する。そのため不便な場所にあるレンタル店は、送料が高くなる。セル用のゲームやCDの仕入れ掛け率は75掛け（新文化2003年6月5日号1面、遠藤社長の談話より）のため、新刊書籍と比べて仕入れ掛け率に関してはあまり変わらない。レンタル用のゲームやCDの仕入れ掛け率は不明である。

114) 長谷川裕『貸本屋のぼくはマンガに夢中だった』17頁（草思社、1999年）。

梶井 純『戦後の貸本文化』11-12頁、15-18頁（東考社、1979年）。

⑥商品の仕入れ

仕入れに関しては、レンタルコミック店系は、出版物貸与権管理センターから新刊本を購入するというルートが構築されている。貸本屋系の方は、以前は専門の業者などもあったが、今は定価に近い卸価格でなんとか仕入れをしているというような状況で、仕入れには苦慮しているようだ。取次から仕入れをできる貸本屋系でも、仕入れ価格が定価に近いという状況であり、取次から仕入れることのできない貸本屋系は一般の新刊書店から購入したりしている¹¹⁵⁾ことを考慮すると、レンタル使用料を支払っているレンタルコミック店系の店舗の経費とあまり変わりはないようである。

レンタルコミック店系は、貸本屋系の店舗と比べて規模が大きく、平均13,000冊（平成20年10月時点）という在庫を持っていること、かつ新本を常に仕入れることができるためにレンタル本がきれいであること、ビデオレンタルと同様の展示方法をとっていて見やすいこと、1冊当たりのレンタル料が安いこと、借りていく会員の住居が広範囲であるため、更なる顧客の獲得も期待できることなどで、従来の古本漫画の貸本と異なる「コミックスをレンタルする」という新しいスタイルのビジネス展開をしているといえる。

IV 貸与権付与以後の残された課題

1 「マンガ喫茶・複合カフェ」の残された問題

(1) 「マンガ喫茶」の実態

マンガ喫茶とは、「休憩場所でのコミックスなどの無料閲覧を売り物にしてお客を呼び込」み「飲食をともないつつ店内での休憩場所を時間単位で賃貸する業態」¹¹⁶⁾のことである。マンガ喫茶的に店内でコミックスを読んでもしまうこ

仕入については、「大体新刊本を入れるなど考えてもみななかった。貸本とは古本を貸すものなりと思っていた。尤も新刊の卸店からは新刊業者以外は買えなかったと思う。ただ、大衆雑誌と婦人雑誌だけは小売店から定価どおり買入れた。」とある。梶井・『戦後の貸本文化』13-14頁。

115) 前掲注(106)の従来からの貸本屋からの聞き取り調査と、長谷川・前掲注(114)『貸本屋のぼくはマンガに夢中だった』37-38頁より。

116) 『50年史』編集委員会編・前掲注(4)182頁。

とにより、読者がコミックスを新刊書店で買わなくなるので、新刊書店でのコミックスの売り上げに影響¹¹⁷⁾が出ていると言われている。現在、マンガ喫茶とは最低限インターネットとコミックスの店内閲覧ができるものを指す。¹¹⁸⁾

「マンガ喫茶」には、コミックスだけではなく店内でパソコン使用やゲームもできる「複合カフェ」という形態の喫茶店が出現している。喫茶店内でのゲームの店内閲覧について、上映権¹¹⁹⁾の許諾が必要になり、複合カフェの店舗はTVゲームソフトの上映許諾を得るために、各店舗の窓口になる「日本複合カフェ協会」を平成13年（2001年）6月に設立した。

「複合カフェ」とは、従来の「マンガ喫茶」よりサービスの多様化¹²⁰⁾に伴う店舗の大型化¹²¹⁾や融合化が進んだ形態のビジネスモデルをいう。入会金をとるなど、会員制の店舗もある。

(2) 現在、貸与権が適用されていない「マンガ喫茶」の問題

平成14年頃には、マンガ喫茶の店内でコミックスを読む分には、「貸与に

117) 「急成長する複合カフェ」—ILY コーポ馬場正信社長が実態講演—新文化6月26日号2頁（2003年）。「複合カフェまたは、マンガ喫茶がいまの急成長を遂げた背景には、プレステ2のヒットや、書店の廃業が相次いだことを挙げたほか、家庭で“マンガを読むと怒られる”という事情があると語る。」馬場氏の話は、マンガ喫茶でマンガを読むから新刊書店でマンガが売れないという現象を否定している。馬場氏は、この講演の前後複合カフェの会長や理事を歴任している。

118) マンガ喫茶の総店舗数は、3432店（平成20年10月時点）である。「日本複合カフェ協会」に登録している店舗数は、加盟法人233社1368店（平成20年11月28日時点）であり、この数字は、上記のインターネットができるマンガ喫茶（ネットカフェ・マンガ喫茶）の店舗数に含まれている。

119) 著作権法22条の2

120) マンガの閲覧に加えて、TVゲーム、DVD、ビジネスソフト、オンラインゲーム、オンラインコンテンツなどの使用が可能である。

121) 高級喫茶店なみの設備を施し、パソコンやリクライン型の大型の椅子が設置されているブースや、ペアシートブース、仮眠スペース（畳のブース）やシャワー・サウナなどの設備がある。また軽食のサービスやビリヤード・ダーツなどの娯楽施設も備えるなど、カフェというより総合娯楽施設になっている。また、マンガの閲覧と飲みものの提供（ドリンクバー）だけのマンガ喫茶とはサービスのレベルが異なる。

マンガ喫茶の利用料金は、最初の1時間が250円くらい～380円くらいである。これに比べて、一般的な複合カフェの利用料金は、最初の1時間オープン席で300円前後、個室ブースで400円程度。3時間パック1000円前後と多少割高である。立地や、店の設備の豪華さやきれいさにより、料金にかなり差がある。

一方、マンガ喫茶の方は、設備のメンテナンスもあまりされておらず、単なる休憩場所に使用されている場合が多い。

当たらない」という文化庁の見解が示されるようになった。¹²²⁾

喫茶の店内でのコミックス閲覧について「日本複合カフェ協会」と「21世紀のコミック作家の著作権を考える会」とは平成15年(2003年)5月15日に暫定合意ができるようになった。¹²³⁾ 店内での顧客へのコミックスの閲覧については、合意書の2項で「カフェ協会に加盟する店舗内におけるコミックスの使用によって得られる対価の一部を、漫画文化の発展のために還元することに合意する」とあることにより、これに基づいて対価を支払っている。¹²⁴⁾ 「日本複合カフェ協会」は、元々ゲームの店内閲覧について、上映権の許諾が必要だったために設立された団体なので、コミックスの店内閲覧については、理解しやすかったのであろう。

複合カフェを除く全国のマンガ喫茶の店舗数は、「日本複合カフェ協会」に加盟している店舗数の2倍弱存在している。その数は2,100店舗余り(平成20年10月時点)になるが、それらのマンガ喫茶の店内閲覧については、著作権団体等と合意がされていない。

一般的な「マンガ喫茶」をまとめる協会が存在していないのは、次のような理由からであろうと推測される。マンガ喫茶において店内に設置されているのは、コミックスと雑誌とインターネット利用のためのパソコンくらいである。顧客がゲームなどの映像を使用することがないので、今まで貸与権について考えられてこなかった。閉店する店舗を買いとってまた、新たに始める店も多いために、コミックスも再利用されている。コミックスの古本が循環¹²⁵⁾

122) 長岡・前掲注(14)87頁。

123) 文化庁文化審議会著作権分科法制問題小委員会の平成15年第2回目の委員会の資料9に貼付されている。

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/bunka/gijiroku/013/03091201/009/001.pdf

(平成20年12月1日)

124) 合意書の「締結に至る背景には、経済産業省メディアコンテンツ課の積極的な仲介がありました。(略)同課にはコンテンツ産業の振興の面からコミック(原文まゝ)を重視していただいています。このため仲介の労を取っていただき、経産省内での会談は数度に及びました。」酒井・前掲注(16)46頁より。

125) 日本複合カフェ協会は、協会の活動方針(以下掲載)に従ってコミック使用の対価を支払うことを同意している。

1. 複合カフェ店舗数の増加による様々な社会的貢献を目的に活動を行います。
2. 消費者、店舗運営事業者、取引事業者との健全な関係を構築していきます。
3. 複合カフェにおける利用秩序の形成を通じ、公正な経済活動の確保を目指します。
4. 複合カフェ業界の公正な評価のための広報活動を行います。

しているために、店側はコミックスの仕入れに不便を感じていない。また、権利者側もマンガ喫茶の店内閲覧について、以前はコミックスの売り上げに影響が出るほどの状況ではないと思っていた。このような状況により、マンガ喫茶をまとめる協会団体の必要性が低かったと推測される。

しかし、平成11年から13年の3年間にかけて、マンガ喫茶が急増して、¹²⁷⁾2.5倍の店舗数になり、平成14年頃から「出版物の貸与権」の問題が生じてくるようになった。複合カフェについては、平成15年に権利者団体と合意ができたが、コミックスの店内閲覧とインターネットの利用のみという規模の小さなマンガ喫茶（ネットカフェ）については、交渉する協会が存在していないために、顧客が行うコミックスの店内閲覧の問題が依然として残っている。

著作権法2条8項で「貸与」は、「この法律にいう「貸与」には、いずれの名義又は方法をもってするかを問わず、これと同様の使用の権限を取得させる行為を含むものとする。」と定義されている。

この定義によれば、貸与の形式をとっていなくても「実質的に利用者はレンタル料相当額を負担し、利用後は返還するような行為も「貸与」に含まれる¹²⁸⁾」と考えられるのである。そう考えると、マンガ喫茶の店内閲覧の件に関しても、著作権法の貸与権の適用について検討できることになるであろう。

マンガ喫茶内の顧客のコミックスの利用は、店内貸出または店内閲覧と考えられている。しかし果たしてそうなのだろうか。店内貸出とは、そもそも料理飲食店や理容室・美容室での顧客の待ち時間に利用されていたことを指す¹²⁹⁾。つまり、「主」は別のサービス（利用料金をとる）が行われていて、それを補うための「従」のサービス（無料の行為）としてコミックスや雑誌を顧客に読ませているというものである。主のサービスを受けるための待ち時間でのコミックス・雑誌の利用行為は、料金をとるサービスではないので、著作権法上の貸与権を適用するものではない。

126) レンタルビジネスのリユースを専門とする業者がある。

127) 「マンガ喫茶3年間で2.5倍に急増」新文化8月22日号2頁（2002年）。「料金体系は、380～450円が相場で、最大四万冊を在庫する店舗もあるという。業界のなかにはおよそ六〇〇億円市場と推察する関係者もいるが、約九〇〇億円ともいわれる新古書店市場（コミックスのみ）を上回る規模である可能性も高い。」という内容の記事である。

128) 作花文雄『詳解著作権法第3版』284頁（ぎょうせい、2004年）。

129) 作花・前掲注(128)285頁。

一方、マンガ喫茶でのコミックスや雑誌の店内利用を見てみると、コミックスを読むことが「主」のサービスであり、飲み物を飲むことは「従」のサービスというビジネス形態である。飲み物の料金は、喫茶店の利用料金に含まれているが、マンガ喫茶は、店内でコミックスや雑誌が読めることを顧客吸引力としているビジネスである。

とするとマンガ喫茶におけるコミックスの店内利用は上記で述べた貸与権が適用されない「店内貸出」とはまったく異なり、コミックスや雑誌を読ませることに対して対価を得ている以上、貸与権が適用されると言えるはずである。

それに対して、次のような反論も考えられる。マンガ喫茶のビジネス形態も現在では様々になってきており、複合カフェなどでは特に寝泊りやゲームの利用などのプライベートな空間の利用が主な目的となっており、マンガ喫茶の店内で、コミックスを読み放題できることだけが顧客吸引力を持っているわけではないというものである。しかしコミックスの店内利用は、カラオケスナックが「店の雰囲気作りをし、客の来集を図って利益をあげることを意図していた¹³⁰⁾」という事実関係に似ており、コミックスの店内利用が「営利を目的として」いるならば、「貸与」と認められると言えるであろう。

「21世紀のコミック作家の著作権を考える会」及び社団法人日本雑誌協会は、日本複合カフェ協会と平成15年(2003年)5月15日に暫定合意を結んでいる。暫定合意書では、合意当事者は、4項で平成15年末までに協議を終了し、実務協定(仮)を作成するよう努力するとし、5項で実務協定(仮)に基づいて運用実験を行うとしている。

この合意書の合意内容に従えば、その後実務協定が作成され、実行されているはずである。合意書を締結した雑誌協会の合意当事者は「貸与権ビジネス検討専門委員会」であった。「貸与権ビジネス検討専門委員会」は、出版物の権利処理機構の設立のために活動していたワーキンググループである。権利処理機構として、有限責任中間法人出版物貸与権管理センターが設立している現在では、「貸与権ビジネス検討専門委員会」からその業務を引き継いでいることになる。

130) クラブキャッツアイ事件 最三小判昭和63年3月15日民集42巻3号199頁

そうすると、日本複合カフェ協会との実務協定を作成し実行するのは、出版物貸与権管理センターが行っていくことになる。合意書を締結した後の活動については、公開されていないようである¹³¹⁾。また、平成20年10月の聞き取り調査においても、マンガ喫茶への使用料の徴収については、消極的な回答しか得られなかった。

今までは、著作権者たちが権利行使をしようとしても、個人の集まりなので一括して窓口になる管理団体が存在していなかった。しかし、出版物貸与権管理センターが稼働したことにより、著作権者たちもセンターを窓口として、日本複合カフェ協会などと協力をして、マンガ喫茶全体となんらかの交渉していくことが可能になるのではないかと推測する。

(3) 「喫茶店」がコミックス等の貸出をしているという問題

会員登録（300円必要）をすると、3冊まで2週間無料で店内にあるコミックスや小説・雑誌を貸出するという喫茶店が、平成18年に都下で開店している¹³²⁾。この店は、「食事をする」ことが主であり、食事をしないでコミックスなどを読むのはお断りというメモが店内にはってある。食事をしたりお茶を飲んだりすることを主としているが、店内の造りはマンガ喫茶のシングル用のオープン席の造りが多くをしめている。4人掛けのテーブル席は少ないので、店内に入ると喫茶店なのかマンガ喫茶なのか一瞬戸惑う造りである。

コミックスや小説・雑誌などの著作物の複製物を「会員制」で店外貸出をしているのは、会員費という名目で利用料金を徴収していることになるので、レンタル営業として成立するのではないかと思われる。レンタルコミックの専門店ではないが、会員費を徴収して貸出をしているため、これは限界事例ではないだろうか。今後、検討すべき事例であろう。

2 広島市立まんが図書館の存在意義

(1) 事業内容

広島市立まんが図書館¹³³⁾は、平成9年（1997年）5月1日に広島市内に設立され

131) 酒井・前掲注(16)47頁では、平成15年年内に実務協定を結ぶために協議を重ねていく予定であると書かれている。

132) <http://kichijoji.keizai.biz/headline/164/>（平成20年12月1日）

133) まんが図書館とは別に、「こども図書館」がある。広島原爆の被害にあったこどもた

た。その目的は、「漫画及び漫画に関する資料を体系的に収集、保存及び提供するとともに、各種行事を開催することによって、漫画文化の発展に寄与する」というものである。

「漫画資料の収集、整理及び保存」については、「図書館にふさわしい良質で資料的価値の高い漫画資料の収集¹³⁴⁾」及び、「漫画研究のための漫画関係資料の収集¹³⁵⁾」を行っている。

これ以外には、「漫画資料の閲覧及び貸出」、「漫画に関する資料の紹介及び研究の援助」、「講座、資料展示会、作品募集等各種行事の開催¹³⁶⁾」及び、「他の図書館、専門施設等との相互協力」などを行っている。平成19年度の統計ではまんが図書館は、広島市中央図書館の個人の「登録者数」「貸出冊数」「貸出者数」と比べて、遜色がないばかりかそれを上回る数字を挙げている。まんが図書館の蔵書は98,078冊で、貸出冊数458,317冊なので、蔵書に対する総回転率は約4.7回である。貸出者数105,717人なので、一人平均4.3冊を借りていることになる。中央図書館の一人平均の貸出数3.6冊を上回っている。

(2) 市立の「まんが図書館」を設立しようとした理由

まんが図書館誕生の背景は「団塊の世代を中心とした、いわゆる漫画世代が人口の多数をしめる状況と、それに伴う漫画の普及および圧倒的な出版状況から見てもわかるように、漫画に対する市民のニーズは非常に強い。そして、図書館においても漫画を本格的に収集し、いつでも漫画を読むことがで

ちへの寄付をもとに児童書専門の図書館として始まった。ここには、学習漫画はあるが、娯楽向けのコミックスは蔵書していない。

134) 具体的には、①時代を代表する漫画、②代表的な漫画雑誌及び地元同人誌、③海外の代表的な漫画及び漫画雑誌などである。

135) 具体的には、①漫画文化論、漫画史論、漫画家論、伝記、随筆等の図書資料、②絵巻物、戯画、諷刺画、貸本マンガ、現在流通しているマンガ雑誌の創刊号や資料価値のある雑誌等の歴史的資料などである。

136) 年に一度、「おもしろその年まんが大賞」というコンクールを実施し、漫画作品を募集している。詳しくは下記 URL を参照。

<http://www.library.city.hiroshima.jp/info/topics/0812comic11.html> (平成 20 年 12 月 20 日)

137) 中央図書館：登録者 35,237 人、貸出冊数 464,241 冊、貸出者数 126,518 人。一人平均 3.6 冊が貸出されている。

『広島市の図書館（要覧）2008 年度（平成 20 年度）』71 頁。

<http://www.library.city.hiroshima.jp/public/survey/img/h20.pdf>

きるようにしてほしいとの強い要望¹³⁸⁾があったことによるものである。

誕生の経緯は、広島市が昭和55年（1980年）に政令指定都市になった記念事業として、比治山芸術公園基本計画に基づき「芸術文化中心の青空図書館¹³⁹⁾」の整備計画を策定し、まんが図書館の前身である「広島市立比治山公園青空図書館¹⁴⁰⁾」（以下青空図書館という）を開館した。しかし、各行政区に区図書館が整備されるにしたがい利用が減少したことから、市議会において「漫画などを置いて身近な楽しい青空図書館にしてはどうか¹⁴¹⁾」という提案を受けた。利用が減少して青空図書館を再生させるためには、市民の強いニーズがあり、収集対象資料が十分にあること、また、隣接する広島市現代美術館との芸術文化面の相乗効果を考慮した結果、まんが図書館構想が生まれたのである。

市議会からの提案であったことや、市民からの強い要望があったこと（気軽なミニ図書館を再生したい）で、全国で唯一である市立の「まんがだけの図書館」が誕生した。市民の要望により開館した図書館であるということは、開館当初市民から2万冊の寄贈があったことからも理解できるものである¹⁴²⁾。

また、広島市の図書館構想については、次のように考えられている。図書館とは市民の生涯学習の場であるため「市民自ら図書館資料を活用し、自らの生涯を有意義なものにするために学ぶ施設¹⁴³⁾」であり、「市民が学習し、生活に潤いをもたせるために活用したいと要望している資料を収集・保存・提供することが大前提となる¹⁴⁴⁾」というものである。つまり、市民が「比治山芸術公園基本計画」にふさわしい図書館の在り方を考えたときに、それが「まんが」であったということである。まんが図書館のある比治山公園とは、比治

138) 久留井洋士「「広島市まんが図書館」の誕生—漫画文化を新しい市民文化に一」図書館雑誌9月号784頁（1998年）。

139) 昭和58年（1983年）5月に青空図書館開館。蔵書2万冊。木陰で野外読書が楽しめるという気軽なミニ図書館が前身だった。

140) 平成2年（1990年）7月に青空図書館の近くに同区内の図書館として南区図書館が開館した。

141) 昭和63年（1988年）3月の予算特別委員会において社会党の議員から「青空図書館に漫画などを置いてはどうか」との提案がされた。また「予算特別委員長報告に対する要望事項」（常任委員会所管別文化関係について）に「2図書館の本の選択に当っては、市民のニーズ（雑誌・漫画を含め）に応えるものとする（日本社会党）」が記述されている。

142) 久留井・前掲注(138)784頁。

143) 久留井・前掲注(138)785頁。

144) 久留井・前掲注(138)785頁。

山という山の中腹にある。コミックスを読みに行こうという目的を持っていないと行くことのない場所にある。児童書専門のこども図書館が市街地域の元野球場の隣にあるという立地条件の良い場所とは対症的な場所である。そのためか平日の開館時間内での利用は、若干の大学生を含めほとんどが成人の利用である。それもかなり年代が高い人が多い。利用者の大半の年代構成は、「まんが」という資料の利用者を想定する場合の「小・中学生」という固定観念を根底から覆すものであり、多い時は、1日の利用者数が2千人を超えることがあるとされている。

(3) レンタルコミック店との関係

地元の書店やレンタルコミック店とまんが図書館との関係はどのようになっているのだろうか。「新刊本の販売」、「コミックス・CD・DVDのレンタル」、「新古書（その書店ではリサイクル本と呼んでいる）の販売」、「ネットカフェの営業」と1店舗の中で全部の販売形態を備えている地元の書店の話¹⁴⁵⁾を聞く機会を得た。これらの営業をしている店舗ビルは、広島駅前という立地にあるため、通学や通勤の帰りにコミックス・CD・DVDなどをレンタルしたり、新刊本を購入したり、更に、買った本やコミックスを売りに来たりと、ユーザーはその書店を使い分けているとのことだった。

「まんが図書館」に近い立地において今後レンタルコミックはビジネスとして成り立っていくかどうかという点については、成り立っていくだろうとの回答を得た。それは、まんが図書館の場所が山の中腹にあり、バスや路面電車の停留所から10分以上も歩かないと行かれないという不便なところがあり、開館時間が10時から17時までなので、通勤の途中によることができない、コミックスも沢山買うと高いし、置いておく場所もなくなってくるなどの理由により、両者のすみわけは出来ていると考えているようだ。

(4) まんが図書館が抱える課題

通常レンタルコミック店でのコミックスの在庫数は、3~4万冊あれば多い方であるのに対し、広島市のまんが図書館では、複本¹⁴⁶⁾を含めて9万8千冊を蔵書している。人気のあるコミックスは常に貸し出されていて、図書館の棚

145) 平成20年12月12日に聞きとり調査をした、広島市内の大手書店。

146) 1種類の書籍に対して、複数冊の蔵書があることを意味する。

には置かれていないため、もし全部戻ってきたら、棚に収めることができない。多くのコミックスが、貸し出されているために、逆に棚にはみ出すことなく納まっているという非常に回転の良い状況である。図書館が利用目的を「貸出」に置くのか、「資料の閲覧及び研究の援助」に置くのかで、異なってくるが、上記のような状況では「資料の閲覧及び研究」などを主な目的としている利用者にとっては、見たいコミックスがいつも蔵書されているとは限らないので、利便性は悪いと言わざるを得ない。現在のまんが図書館は事業内容の「漫画資料の閲覧及び貸出」の「貸出」に中心を置きすぎているのではないだろうか。現在人気がある資料（コミックス）は、「娯楽性の高い」ものが多いので、民間のレンタルと共存していくことを考慮に入れて、「資料の閲覧及び研究」という利用目的に重点を置いていくのもよいと思われる。

「貸出」については、図書館なので、資料価値の高い貴重なコミックスも貸出をしなければならないと司書の方は言われている。「貸出」は、図書館の活動の柱であるからそれ自体を否定することはできないが、「貸出」と「閲覧及び研究への援助」とのバランスをいかにとるかが、今後の課題となると思われる。

V レンタルコミック店の正式稼働が、公共図書館に与える影響

1 レンタルコミック店と公共図書館

レンタルコミック店では、人気のあるコミックスや最近放映されたテレビドラマや映画などの原作であるコミックスは複数冊ずつ揃えている。また新刊書店の品揃えのように、ベストセラーと新刊コミックスを中心に揃えれば良いというものではなく、ロングセラーとなっているコミックスをいかに揃えるかが、集客力の鍵になっているようだ。

一方、公共図書館でコミックスを蔵書している場合は、一般的には児童書コーナーに若干揃えているという程度である。広島市のまんが図書館のように98,078冊（平成19年度本館所蔵分）の蔵書をし、現在流通しているほとんどのコミックスを揃えているという事例は稀有である。公共図書館が今後、ど

の程度コミックスを蔵書して、その利用促進を図るのかにより、レンタルコミック店との競合が生じてくると推測する。

公共図書館は、地域住民等に利用してもらうために地域住民等の希望に沿った資料を購入し、貸出¹⁴⁷⁾ている。貸出数の統計が公表されるので、必然的に利用の多い「小説本、文庫、コミックス」などのよく読まれる資料を揃えるようになる。小説やコミックスを公共図書館が貸出することが、書店での小説の売り上げやレンタルコミック店でのレンタルの利用に影響があるかどうか、各々例に上げて検討する。

東野圭吾の『流星の絆』（平成20年3月5日発売）が、平成20年10月からの連続テレビドラマの原作になった。連続テレビドラマになったため、貸出予約人数が12月10日時点で500人を超えている都内の区立図書館があった。予約をしている500人以上の人たちは、ドラマが終わる12月末までに借りることが出来ないだけでなく、その後いつ借りられるのか分からないまま、待ち続けることであろう。そして待ち続けている期間、この原作本を新刊書店で購入することはないだろうと推測する。つまり、公共図書館での小説の貸出が、新刊書店での書籍の売り上げに影響を与えているということになるであろう。

このような状況を踏まえて、公共図書館での人気があるコミックスの貸出が、レンタルコミック市場に影響を与えるかについて考えることにする。

広島市まんが図書館は、人気のあるコミックスについては複数本蔵書しているが、ほとんどが貸出されている状態である。平成20年夏に映画化された『花より男子』の最終巻（37巻）の予約数は平成20年12月20日時点で74人である。複本は13冊になるので、1冊当たり5～6人が待っているようである。人気のあるコミックスは、レンタルコミック店でも売り上げを確保する重要な要素であるから図書館がそれを貸出すと影響が出てくるのは必然の結果であろう。

147) 地域住民以外にも貸出をしている図書館があるため、「等」を加えた。

2 公貸権導入の可能性

公共図書館の任務¹⁴⁸⁾に関する「図書館の自由に関する宣言」¹⁴⁹⁾が昭和29年（1954年）採択された。この任務を果たすために、公共図書館に係る人は特に宣言の中の「第1 図書館は資料収集の自由を有する」、「第2 図書館は資料提供の自由を有する」の2つの事項に重きをおいている。これらの宣言は「知る自由」と呼ばれているが、これらの宣言と合わせて、現在の公共図書館の大原則である「無料原則」がある。戦前の公共図書館での閲覧は有料であった。それは、「戦前の図書館令が、公立図書館においては「閲覧料ヲ徴収スルコトヲ得」と規定し、その結果、公立といえども料金を徴収する図書館が多かった¹⁵⁰⁾」ことによるのである。戦後になり、昭和25年（1950年）に制定された図書館法¹⁵¹⁾により、公共図書館の「無料原則」¹⁵²⁾が確立されたという経緯をたどっている。

また、著作権法38条4項では、「公表された著作物（映画の著作物を除く。）は、営利を目的とせず、かつ、その複製物の貸与を受ける者から料金を受けない場合には、その複製物（映画の著作物において複製されている著作物にあっては、当該映画の著作物の複製物を除く）の貸与により公衆に提供することができる。」と規定されていて、「営利を目的とせず、かつ、その複製物の貸与を受ける者から料金を受けない場合」とは、無料原則である公共図書館の貸出行為がこれに該当するとされている。

公共図書館は、これらの「知る自由」と「無料原則」の考え方を基に、利用者から希望があれば、それに沿う資料を収集し、貸出を行ってきた。しかし、昨今利用者の希望に沿うあまり、図書館の使命である社会教育の範疇を超えるような娯楽に関する資料が多く収集されるようになってきているようである。その一方で、資料費の削減¹⁵³⁾をされるので、希望の資料が購入できな

148) 社会教育法（昭和24年6月10日法律第207号）の第9条1項で「図書館及び博物館は、社会教育のための機関とする」と規定されていて、図書館の使命が示されている。

149) <http://wwwsoc.nii.ac.jp/jla/ziyuu.htm>（平成20年12月24日）

150) 森耕一『図書館法を読む』156頁（社団法人日本図書館協会、補訂版、1995年）。

151) 昭和25年4月30日法律第118号。

152) 第17条 公立図書館は、入館料その他図書館資料の利用に対するいかなる対価をも徴収してはならない。

153) 「図書館法改正案について、国会で審議していただきたいこと」（社団法人日本図書館協会、2008年5月）2頁の公立図書館資料費の経年変化より。

いというクレームを図書館の関係者の人からよく聞く。しかし少ない予算で図書館関係者が資料を有効的に利用させようとしたいのであれば、どのような資料が利用者にとって利用価値のあるものなのかについて再検討する必要があると思われる。

公共図書館における貸出で、利用者からの希望が多くしかもよく利用されているのは、発売直後の新刊書籍や、人気のあるコミックスであろう。従来の小規模な貸本屋だけが、営業をしているような状況であれば、公共図書館で小説本やコミックスなどの娯楽書籍の貸出をされるのは仕方がないことである。しかし、前項で検討したように、公共図書館でこれらの娯楽書籍が借りられるのであれば、利用者は、同じコミックスをレンタルコミック店などで借りたり、同じ小説本を新刊書店で購入したりすることを極力抑えるであろう。

また、コミックスについては、現状では一般的な公共図書館ではあまり蔵書していないので除くことにするが、小説本については、これが購入されたら、得られたであろう著作者である小説家の利益について、検討していく必要があるだろう。

公共図書館の大原則である「無料原則」と「知る自由」を押し進めすぎると、著作者の利益と衝突していくことになる。利用者の希望を忠実に聞いていくと、「知る自由」と「無料原則」が、行き過ぎる事態が生じてきて、著作者の利益が侵害される。そのような状況を是正する仕組みが必要であろう。

コミックスのレンタルが正式に稼働したことで、使用料を徴収する仕組みが構築された。その上、従来の貸本屋では、すでに小説は読まれなくなっている。新刊の仕入れも厳しいため、新たな読者の開拓を行うことは難しい。コミックスは貸与権を適用してレンタルを開始できたが、小説本などの書籍に対するレンタルビジネスの運用はこれからである。現状では、小説本をレンタル店で借りて読むということはできない。小説を読もうとするならば、書店などで買うか、公共図書館で借りて読むことになる。利用者の「知る自由」は大切であるが、小説作家の利益も保護しなければならない。今後両者の利益のバランスを図り、小説作家に使用料を徴収できるような仕組みを検

討していくことも必要になるであろう。

VI おわりに

レコードの貸与権付与20年後に、著作権法附則第4条の2の廃止が行われ、書籍に貸与権が認められた。使用料を徴収する出版物貸与権管理センターが設立され、使用料を徴収する仕組みが構築された。しかし、書籍の貸与権に関するビジネス環境には、依然として次のような問題が残されている。

書籍の貸与権の使用料を徴収する仕組みができたとはいえ、貸与権の使用料を徴収しているのは、コミックスのレンタルに関してだけである。小説のレンタルビジネスの構築についてはまだ出来ていない。

貸与の形式をとっていなくても「実質的に利用者がレンタル料相当額を負担し、利用後は返還するような行為も「貸与」に含まれる¹⁵⁴⁾」と考えられるため、マンガ喫茶の店内閲覧について「貸与」と位置づけられないだろうか。

公共図書館の書籍の貸出の「無料原則」が、書籍に貸与権が付与されたことで、著者の利益と衝突するようになってきた。両者の利益のバランスを図る必要が生じている。

今後、これらの課題について検討していく必要があると思われる。

154) 作花・前掲注(128)284頁。